

ダグマー・ケスター・バルチン

ヨーロッパ抵触法の統一：国際離婚法に 関して計画されている EU 規則

渡辺 惺之(訳)

1. 実際的な意味

国籍の異なる者間の婚姻数が増えているが（EU における 1 年に 220 万件という総婚姻数の中で、国際婚姻の数は約 35 万件に昇るといわれる¹⁾、他方でますます多くの「国際離婚」が裁判所に押し寄せている。EU 域内では²⁾ 全離婚の約 16% が国際性を帯びているといわれる。これは毎年 87 万 5 千件の離婚中の約 17 万件が「国際的」であるということになる。国際離婚という場合、当事者が異なる国籍（二重国籍を含む）を有するか又は無国籍と考えられる。しかし、ここでは同じ国籍を有する 2 人の当事者がその本国以外の国で離婚する場合も含まれている。その場合、国籍が EU 諸国かそれ以外の第 3 国であるかは重要ではない³⁾。ドイツだけについていうと 2004 年には約 3 万 7 千件がこの意味での国際離婚であった。これはほぼ平均的な割合といえる。エストニア⁴⁾ 及びブルクセンブルク⁵⁾ ではこの割合はずっと高く、ハンガリーでは最も割合が低くなっている⁶⁾。

2. 問題の所在

これらの国際離婚では先ず第 1 に準拠法に関する問題が生じる。EU 域内では現在も離婚法には根本的な違いが残されており、離婚法の実体的な

ヨーロッパ抵触法の統一：国際離婚法に関して計画されている EU 規則（ケスター・バルチン）

統一は、既に本日のケスター教授の報告で明確にされているように、もうすぐドアが開かれるという状態にはない。このことは EU 諸国以外の第 3 国の法が適用になる場合にはもっと当てはまる。

EU 域内では準拠法を決定する原則も異なり各加盟国裁判所は自国の抵触法を適用するため、離婚裁判の結果は、どの加盟国で裁判が行われるかによって、大きく異なったものとなる。国際裁判管轄は、後に改めて触れるが、EU 域内ではブリュッセル a 指令によるのであるが、原則として、該当者に数多くの裁判籍の中から選択させているため、婚姻の相手方は 24 通りもの異なる抵触法に直面することになり、自分たちの婚姻がいかなる法に従いどのような要件で解消されるのかを予め知ることはできない。特に法的知識のない一般市民は離婚に適用される法を見つけ出すという具体的なイメージを持つこともできないであろう。国際離婚事件に関しては準拠法について求められる法的安定性及び予測可能性が欠けているのである。それだけでなく、一方の婚姻当事者がこの相違を利用して婚姻の破綻が明らかになった段階で自分に最も都合のよい実体法を準拠法として指定する抵触法を有する国の裁判所に素早く訴えを提起してしまうという危険も生じる。法廷地漁り（forum shopping）だけでなく、訴訟係属による遮断を得るために裁判所への早い者勝ち競争が行われる可能性もある。このような状況それ自体が婚姻を妨げる事情として作用しかねないのである。このような問題状況が EU に離婚抵触法の統一の問題に向かわせているといえる。

その問題に立ち入る前に離婚に関する抵触法の現状について手短かに概観しておきたい。ここでは EU 諸国の抵触規則について大まかなスケッチをするに止めざるを得ないが、ドイツの国際離婚法については少し立ち入って説明をしておきたい。

3. 抵触規則の現状

a. EU 諸国における現状

EU の25の締約国の中でマルタは離婚を許していないが、これに応じてマルタの法律には離婚準拠法に関する規定がない。他の24の締約国のほぼ半分、つまりロマン法系諸国、ドイツ若しくはゲルマン法系諸国及び若干の東欧諸国は、共通国籍、次いで多くは副次的に共通常居所に連結している⁷⁾。これら諸国の中には、副次的に共通常居所の法或いは法廷地法の適用よりも、過去の共通本国法を優先する若干の国もある。EU 締約国中の二国はもともと共通常居所地の法を準拠法としている、エストニア⁸⁾とリトアニア⁹⁾である。フランスはこれと異なり、フランス国籍か、夫婦双方の常居所のフランス国内所在を基準としたルールを規定している¹⁰⁾。オランダとベルギーの二国は、それぞれが自国法¹¹⁾及び、オランダでは共通本国法¹²⁾、ベルギーでは一方の本国法¹³⁾に制限した上で、法選択を許している。これらの国は、第一次の副次的連結としては、共通国籍（オランダ）か共通常居所地（ベルギー）に立ち戻る。EU 中の7国は離婚及び法定別居訴訟では法廷地法、つまり自国の実体法を適用している。この7国には、伝統的なコモン・ロー諸国、アイルランド¹⁴⁾、英国・ウェールズ¹⁵⁾及び若干の混合法的なバリエーションを含むスコットランドであり、スカンジナビア諸国（デンマーク¹⁶⁾、スウェーデン、フィンランド）及びラトビア¹⁷⁾とキプロス¹⁸⁾が属する。これらの7国は副次的なルールを認めている。法廷地法は、他の締約国においても、当事者に共通国籍や共通常居所地が欠ける場合に、予備的な副次的ルールとして規定されている¹⁹⁾。

多くの締約国（15ヶ国）の法制度は、離婚及び別居にどの国の法を適用すべきかという問題、つまりサヴィニーのいう法律関係の本拠の探求というにしる、現代抵触法理論が説く重心若しくは最密接関連の探求というにしる、この問題に関しては夫婦に関わる客観的な連結点（共通国籍又は共

ヨーロッパ抵触法の統一：国際離婚法に関して計画されている EU 規則（ケスター・バルチン）通常居所）を介した固定的な抵触規範を採用しているといえる。その三分の一は裁判管轄の原因となる要素は当該国の法適用も正当とするに足りると考えており、二カ国だけが制限的な法選択を許しているが、いずれも結局は法廷地法及び国籍所属国法となっている。

b. ドイツの現状

ドイツにおいては1986年の国際私法改正以来、離婚準拠法は離婚申立時の婚姻の効力の準拠法とされている（EGBGB17条1項）。婚姻の効果の準拠法は固定的ではなく、いわゆるケーゲルの段階（EGBGB14条）に従って決定されるが、原則的には総括指定であり、反致に注意を払わなければならない²⁰⁾。基本的に夫婦の現在の共通国籍により連結されるが、過去の共通国籍も夫婦の一方が現在も保持している場合には認められている（EGBGB14条1項1号²¹⁾）。重国籍の場合は実効的な国籍によるが（EGBGB5条1項1文）、その一つがドイツ国籍である場合はドイツ国籍のみによる（EGBGB5条1項2文²²⁾）。

国籍による連結ができない場合は、現在の共通常居所による²³⁾。過去の共通常居所は当事者の一方がまだそこに常居所を有する場合に限り考慮される（EGBGB14条1項1号²⁴⁾）。これらによる連結ができない場合は、夫婦が最も密接な関連を有する法によるが（EGBGB14条1項3号）、夫婦が長い期間生活していた国の法、場合によっては婚姻締結地が考慮の対象となる。

この最後の場合（EGBGB14条3項2号）、及び、国籍が相互に異なり共通常居所も各々の本国以外の国にあるという場合（EGBGB14条3項1号）、夫婦の一方の本国法について法選択が許されていることである。

準拠法として指定された法が離婚を許さない場合、夫婦の一方がドイツ人であるか婚姻時にドイツ人であった場合には、補充的にドイツ法が適用される（EGBGB17条1項1文）。外国法適用の制限はこの外には公序による（EGBGB6条）。

4. 離婚抵触法に関する規則の企画

a. 計画の現状

1998年以来、ウィーン行動指針において²⁵⁾、アムステルダム条約の施行後5年以内に、婚姻事件の抵触法に関して共同体としての法活動を考慮すべきかについて検討することとされていた。ヨーロッパ理事会は委員会に、EU内における自由と安全及び正義の強化に向けたハーグ計画に基づき²⁶⁾、離婚抵触法についてのグリーンペーパーを2005年に提出するよう求めた²⁷⁾。このグリーンペーパーは2005年3月14日に公表された。グリーンペーパーはこの分野の法状況につきEU締約国においてこれまで行われた研究に基づくもので、不十分と見られる現状と改善のために考えられるさまざまな対応とを指摘している。その中では現在の締約国間における協調と意見交換、特に裁判所間でのそれを強化する一方で、市民への情報提供を強化することも考慮されている。国際裁判管轄ルール(2201/2003規則)の改正と離婚及び別居手続に関する準拠法ルールの統一とが考えられているのである。グリーンペーパーに対して委員会は60の対応をとった²⁸⁾。

ヨーロッパ社会経済委員会は2005年9月28日に、この委員会の対応を支持することを明らかにし、公聴会(2005年12月6日)及び専門家会議(2006年3月14日)が行われた。

これを基礎に委員会は規則の提案作業に取りかかりそれが公表された。この提案は、当初に予想されていたのとは異なり、純粋な国際私法規則を目指したものではない。これまで企画されてきた契約債務の準拠法に関する規則(ローマI)、契約外債務の準拠法に関する規則(ローマII)に引き続いて、ローマIIIを起草するという方向から外れたことは明らかである。むしろ統一的な抵触規範は将来改正が予想される婚姻規則(ブリュッセルIIa)において行われるべきであり、それに併せて同時に裁判管轄規定の改正も予定されている(これについては後に改めて触れる)。従って

ヨーロッパ抵触法の統一：国際離婚法に関して計画されている EU 規則（ケスター・バルチン）

新しい規則は ブリュッセル IIa 規則を婚姻事件に関して変更し補充するものとなっている。それは国際手続法の問題を規定しながら、その一部に準拠法を規定するミックス規則と考えられる。この規則が採択された場合には ブリュッセル IIb 規則と称されるべきものとなる。

b. 法的根拠

委員会はこの提案についてもその法的根拠をヨーロッパ共同体条約65条との関係での同条約61条cであるとしている。既にこれまでの議論からよく知られているように委員会は同条約65条を広く解釈している。ヨーロッパ共同体条約65条は、渉外的な民事事件における司法上の協力が必要とされる範囲、及び、域内市場の円滑な作動に必要な範囲における共同体の立法権限を定めるものである。抵触法規や裁判管轄に関してもこの規制が妥当する。離婚抵触法の統一が円滑な域内市場の作動にどの程度必要とされるのかについては広く議論されるが、既に成立している婚姻手続及び扶養紛争に関する規則についてはこれまでのところヨーロッパでは異論はほとんど聞かれない。いずれにしても委員会は国際離婚（その定義自体も）が共同体条約65条により必要とされる渉外関連性を備えていることを前提としている。

委員会は、実際的な重要性及び初めに指摘した問題からも、問題の解決には個々の締約国が単独では対応できず、共同体というレベルで初めて実現できるということを強調している。その限りでは副次性原則が採用されたといえよう。このことは相当性の原則についての提案理由にも当てはまる。その提案は目的に達するために絶対的に必要とされる最小限の措置のみを定めているからである。

c. 提案された規則の目標

提案された規則の目的は抵触法を介した法適用を簡明化することにある。裁判所、行政機関、法曹及び市民は一つの抵触法システムによって24もの

異なった法制度に煩わされる必要はなくなる。この統一された抵触法によって何よりも法的安定性、予測可能性、柔軟性が得られる。市民は法選択の可能性によりその自治という面では強化されるはずである。準拠法に関して全ての締約国で同じ客観的な規定とすることは、予測可能性と法的安定性に資するはずであり、裁判所への早い者勝ち競争への興味を失なわせるはずである。

d. 規定の範囲

提案された規則は、後に触れる婚姻事件の国際裁判管轄の分野における改正提案と並んで、離婚及び別居の抵触法のための規定に限定されている。離婚準拠法と並べて別居の準拠法についても規定されているのは、一部のヨーロッパ法制度においては裁判上の別居は任意的若しくは強制的に離婚の前提要件とされているという事情によるものである。このような裁判上の別居は通常は一定の期間の後には離婚に「変換」され得るので、両分野の準拠法を統一して決めることは合理的といえる。これとは異なりこの抵触規定は婚姻取消若しくは婚姻無効の請求とは無関係である。これらの問題は婚姻要件と密接に関わっているので、婚姻締結の準拠法若しくは婚姻当事者の本国法に委ねるように考えられた。提案された規定が同性婚における離婚や別居にも適用されるかについては明らかにされていない。これまでのところこの点に関しては委員会は慎重であるが、それは婚姻形態についての自由化は決して締約国の全てにおいて認められているわけではないからである。この抵触規定は(裁判管轄規定も同じであるが)登録パートナーシップを、それが同性間であると異性間であるとを問わず、対象としていないのは確かである。

抵触規定は「国際的な」離婚についてのみ規定する。この場合、委員会の理解によれば、2人の(国籍が同一とは限らない)国民の間でなされる本国以外の国における離婚であり、例えばドイツ人夫婦のフランスでの離婚又はドイツ人とイタリア人夫婦の英国における離婚と、国籍の異なる夫

ヨーロッパ抵触法の統一：国際離婚法に関して計画されている EU 規則（ケスター・バルチン）

婦の一方の配偶者の本国における離婚，例えばドイツ人・イタリア人夫婦のイタリアにおける離婚も含まれる。その場合，第3国の国民と EU 締約国民とで区別していない。従って，抵触規定はドイツ人・日本人夫婦のフランスにおける離婚にもドイツにおける離婚にも適用されることになる。一方の当事者が無国籍であることは国際性要件を満たすものとなる。同じく一方当事者の重国籍もいずれが実効の国籍かという問題とは無関係に国際性要件を満たすことになる。このような国際離婚の定義はこれまで委員会のある一つの文書においてのみ見られたものであった。規則の提案はこの種の定義を含んではない。

この抵触規定は離婚それ自体，つまり離婚の要件及び離婚の成立についてのみ適用されるのであり，離婚の効果には適用されない²⁹⁾。従って，この規定はしばしば婚姻事件に伴って生じる扶養をめぐる争い等の付随的紛争には適用されない。これらについてはブリュッセル IIa 規則が国際手続法問題を正に包括的に規定している。また，夫婦財産関係及び夫婦間扶養についての規定も対象としていないのであり，前者についてはグリーンペーパーが明らかにしており³⁰⁾，後者については規則の提案が明らかにしている³¹⁾。

e. 規定の内容

離婚準拠法及び別居の準拠法についての主たる連結点は婚姻当事者の法選択である。この規則は，伝統的に，また締約国の多数の国内法においても，当事者自治の形成が見られない又は少なくとも基本的には可能とされていない分野に，重大な変更をもたらした。立法理由書においては，このような方法により法的安定性，自主的な法律関係形成及び柔軟性が達成できると述べられている。その際に，いくつかの締約国においては離婚の70%から90%までが相互の理解に基づいて行われているということが挙げられている。準拠法の選択を当事者に委ねるといってもこれに相応したものとされている。

しかしながら法選択は完全に自由なのではない。婚姻当事者は以下に掲げる国の法の中からだけ選択することができる。婚姻当事者の共通常居所地国、但し、少なくとも当事者の一方が常居所地をまだそこに有していることを要する。共通の本国の法、連合王国及びアイルランドの場合は共通 domicile の法。婚姻当事者が最小限 5 年の間共通常居所を有した国の法。最後に、離婚又は別居の申立が提起された締約国の法も選択することができる。

この法選択の合意は書面によりなされなければならない、又、遅くとも裁判所に提出されるまでに夫婦双方により書名がなされなければならない(草案20条 a)。

当事者の法選択がない場合には、客観的連結のための連結指標があるが、多くの締約国におけるのとは異なり、基本的に現時点若しくは以前の国籍ではなく、現在の共通常居所又は以前の共通常居所で婚姻当事者の一方がまだ居住していることを基準としている。第3番目に初めて夫婦の共通国籍、連合王国及びアイルランドの場合は共通 domicile が登場する。これらの全ての連結ができなかった場合は、法廷地法が適用される(草案20条 b)。

送致は全て実質規定への送致であり、反致や再致は問題とならない(20条 d)。準拠外国法の適用の制限は、それが「受訴裁判所の属する国の公的秩序に対して明らかに違背」する場合に認められる(草案20条 e)。

f. 規定提案の評価

この提案を EU の締約国内の現行の抵触法規定についての概観と対比する場合、提案された抵触規範は多くの締約国にとって全く新しい婚姻抵触法の世界を開くものであることが確認されなければならない。法選択にしろ共通常居所地にしろ、これまで締約国の法制度においては表舞台にはなかったものである。しかしそのこと自体が批判に値するというものであってはならないのであり、これまでも多くの抵触法規範において伝統的な

国籍原則を常居所地に変えて来ており、又、伝統的には当事者による合意が許されなかった分野において法選択が許されてきたのである。その限りでは提案された規則は全く国際的な、少なくともヨーロッパについてのトレンドに乗っているのである。

しかし、一連の疑問が提案された規則に投げかけられおり、これまでのところ満足の行く解答はなされていない。その焦点はいうまでもなく法選択の可能性にある。先にも述べたように提案された規則は選択の時期を遅くとも申立の提出時とし、その方式を書面によると定めている。しかし、この両方の規定はあまり実際的ではないように思われる。多くの夫婦にとっては準拠法の問題は申立を提出した後に初めて明らかになる。何故、彼らがその段階では法選択ができないとしなければならないのであろうか。書面要件についてもその書面の方式を規定しないでよいのであろうか。例えば裁判管轄の合意に黙示的な法選択を認めることはできるのであろうか。法選択合意の成立についてはいずれの法律が適用されるのであろうか。多くの人々が離婚準拠法の選択は離婚の効果の準拠法の選択ともなる或いはその逆と理解していた場合、その解釈も問題となり得るであろう。

選択に供されている法には以前の共通国籍国の法が抜けているので、法選択がなされた時点の後に国籍変更がなされたことにより当初の法選択は無効となる。所与の条件に変更が生じた場合、規則が「国際的」離婚に限っていること及びその定義との関係でも、法選択の有効性が問題となると思われる。例えば、フランスで生活しているドイツ人夫婦がフランス法を離婚準拠法として選択した後に、夫婦の一方がドイツに移転しドイツ裁判所に離婚を申し立てた場合、委員会の定義によれば国際的離婚の問題とはならず、ドイツ裁判所は、フランスに居住し続けているドイツ人当事者はこの法選択の有効性を信じている場合でも、ドイツの抵触法においては許されていない法選択を無視することができることになる。

同じような準拠法の予測可能性の問題は法廷地法の選択との関係でも生じる。受訴裁判所の法を選択できることは、それにより裁判管轄と準拠法

の併行が達成でき法適用が簡単になることから、原則上は全く問題はない。しかし、その法選択が、現時点での提案が求めるように、裁判所への提訴の段階でなされていなければならないとすれば、夫婦は法選択をその時点での法廷地法、つまりまだ確定し得ない裁判籍に関してすることができなければならない。例えば、ドイツ人とフランス人の夫婦が離婚準拠法を訴えを起こした裁判所の法と決めた場合、複数の国際的な裁判籍が（例えば、ドイツ裁判所にもフランス裁判所にも）あると、この法選択は結局裁判所への提訴の競争を導いてしまうことになる。しかし、そのような事態は正にこの規則が防止しようとしていたはずである。

提案された規則は、それが施行されれば、ヨーロッパ規模で、これまで多くの締約国（特に法廷地法原則によっていた国々）において行われていたのに比べ、はるかに頻繁に締約国裁判所における外国法適用をまなくることになるのは確実である。このことは常に法廷地法を適用している7つの締約国を提案への反対に駆り立てることになる。それに応じてグリーンペーパーへの対応に違いが生じる。提案された規則20条cは、裁判所が民事及び商事事件に関するヨーロッパ司法ネットを介して情報を得られることを規定しているが、それが助けになるのは限られた範囲に止まるのは確かである。司法ネットによって将来は全ての締約国において「裁判官は法を知る」の原則を外国法に関しても妥当させるべきなのか、或いは、このような裁判所の一般的な情報源の可能性に止まるのかは、全く未定のままになっている。

肯定的に評価されるべきなのは、提案された規則は準拠法の調査に関して、締約国の市民間の場合と第3国に対する場合とでいかなる型での差別も設けていないという点である。しかし、第3国の当事者に関して問題とされるべきは、EUの規則制定権限は第3国と関係する（例えばドイツ人と日本人の夫婦のドイツにおける離婚）というだけで充分なのかである。場合によっては、この抵触規範の適用範囲は、ドイツ裁判所はドイツ人と日本人との婚姻をドイツの国内抵触法を介した離婚準拠法により解消すべ

ヨーロッパ抵触法の統一：国際離婚法に関して計画されている EU 規則（ケスター・バルチン）

きであり、仮に当事者により選択されたのが日本法であっても適用すべきではないとして制限されることもあり得る。このようなやり方では、簡易化による予見可能性及び法的安定性、さらに実務的な利益も失うことになるので、私にはこれは考慮に値しないように思われる。第3国の問題を規定する解決は政治的に認めないということもあり得る。従ってさらに緊張した状態が続くと思われる。

ミュンヘン大学 教授

- 1) Commission Staff Working Document, Annex to the Proposal for a Council Regulation Amending Regulation (EC) No 2201/2003 As Regards Jurisdiction and Introducing Rules Concerning Applicable Law in Matrimonial Matters, Impact Assessment, COM (2006) XXX. による。
- 2) この場合、デンマークは除外されている。ヨーロッパ同盟条約 1, 2 条及びヨーロッパ共同体設立条約のデンマークの地位に関する付属議定書により、デンマークは司法上の共同作業及び抵触法上の調整の分野には参加しないことになっている。
- 3) Vgl. Nachweis in der vorangegangenen Fussnote Punkt 3.1.
- 4) 2000年から2003年までずっと50%である。
- 5) 2000年から2004年まで41%と46%の間であった。
- 6) 2000年から2004年まで1.3%と1.7%の間であった。
- 7) オーストリアについては IPRG20 条 項及び18条 項 1 号、ドイツについては EGBGB17条 項及び14条 項 1 号及び 2 号、ギリシャについては ZGB17条及び14条 1 号、イタリアについては1995年 3 月15日の法律第218号31条 項（共通国籍がない場合は夫婦が主として生活していた国の法）、ハンガリーについては IPRG40条 項（夫婦の一方がハンガリー国籍を有する場合は副次的にハンガリー法であるが、その次に通常居所）、チェコ IPRG22条 項（副次的に法廷地法）、ポーランド IPRG18条、スロヴェニア IPRG37条 項（副次的に双方の本国法への累積的連結するが、離婚の可能性が欠ける場合には一定の条件の下で法廷地法）、スロヴァキア IPRG22条 項（副次的に法廷地法）、スペイン Código Civil 9 条, 107条 項、ポルトガル Código Civil55条及び52条 項、ルクセンブルグ Code Civil305条 1 号。
- 8) ZGB144条。
- 9) ZGB (2001) 1.26条。
- 10) Code Civil 130条。
- 11) オランダについては離婚及び法定別居の法抵触並びにその承認に関する1981年 3 月25日 法 1 条(4)、ベルギーについては2004年 7 月27日法, Moniteur Belge Nr. 269, 55条 § 2(2)。
- 12) 1981年 3 月25日法 1 条(2)、当事者の少なくとも一方に本国法への結びつきが欠けるため自動的に共通本国法の適用という補充連結ができない場合。
- 13) 2004年 7 月27日法, Moniteur Belge Nr. 269, 55条 § 2(1)。

- 14) *Bergmann/Ferid/Coester-Waltjen/Jakob*, Internationales Ehe- und Kindschaftsrecht, Irland, S. 17.
- 15) *Bergmann/Ferid/Henrich*, Grossbritannien, S. 56.
- 16) *Bergmann/Ferid/Scherpe*, Daenemark, S. 19.
- 17) ZGB12条 項。
- 18) *Bergmann/Ferid/Jayme*, Zypern, S. 25.
- 19) チェッコ(共通の国籍がない場合), ハンガリー(一方の当事者がハンガリー国籍を有する場合には共通の国籍がない場合, それ以外には共通常居所がない場合), リトアニア(共通常居所がない場合), ルクセンブルグ(共通の国籍がなく且つ現在の共通常居所がない場合), オランダ(法選択がなく, 共通の国籍がなく, 且つ, 共通常居所がない場合) ポーランド(共通の国籍がなく且つ共通の常居所がない場合) スロヴァキア(共通の国籍がない場合), スロヴェニア(共通の国籍がない場合, 双方の本国法の累積適用により離婚可能性が欠ける場合, 一方の当事者がスロヴェニアに居住するか又はスロヴェニア国籍を有する場合), 最後にスペインでは大変制限されている(共通の国籍がなく, 現在の共通常居所もないか又は夫婦の一方がまだ住んでいる場合)。
- 20) EGBGB 4条 項;これが EGBGB14条 項3号についてのみかは争われている, Palandt/Heldrich, BGB, 65Aufl (2006), Art. 14 EGBGB Rn. 9 参照。
- 21) オーストリー (IPRG §§20 I i.V.m. 18 I Nr. 1, 2. Halbs.) 及びギリシャ (ZGB. Art. 17 i.V.m. Art. 14) も同じ。
- 22) この規定が Art. 12 EGV と整合するかという問題について, Palandt/Heldrich, Art. 5 Rn. 3 参照。
- 23) ギリシャ, オーストリー, ルクセンブルグ, スペイン, ポルトガル, ポーランドも同じ。
- 24) ギリシャ, オーストリーも同じ。
- 25) ヨーロッパ理事により1998年12月3日に採択された (ABl EG C 19 v. 23. 1. 1999, S. 1)。
- 26) ヨーロッパ理事により2004年11月4 / 5日に採択。
- 27) KOM (2005) 82 Endg.
- 28) 次の Web において入手可能, http://ec.europa.eu/justice_home/news/consulting_public/divorce_matters/news_contributions_divorce_matters_en.htm.
- 29) しかし, 委員会がその作業報告書 (Arbeitspapier Punkt 2.1.) において問題の概観を述べる際に離婚の効果についても言及していることは注目される。
- 30) KOM (2006) 400 endg. vom 17. 7. 2006.
- 31) KOM (649) 2005 endg. vom 15. 12. 2005.